

令和3年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務
〔東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部〕仕様書

1. 目的

令和3年度指定管理鳥獣(ニホンジカ)捕獲等業務〔東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部〕仕様書（以下「仕様書」という。）の委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定めるものである。

本県におけるニホンジカによる農林業への被害が広がり、その生息域は、東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部に分布拡大していることから、本業務は、徳島県、高知県との県境を主として集中的かつ広域的な個体群管理の強化を図るため、令和3年度愛媛県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）に基づき、ニホンジカの捕獲事業を実施するものである。

2. 履行期間

委託業務の契約日から令和4年1月31日まで

3. 委託内容

(ニホンジカ捕獲)

番号	実施項目	調査内容等
(1)	ニホンジカ捕獲 〔銃猟〕	ニホンジカの生息密度が高いと推定される地域を主として、銃器によるニホンジカ捕獲を行う。
(2)	ニホンジカ捕獲 〔わな猟〕	ニホンジカの生息密度が高いと推定される地域を主として、くくりわなによるニホンジカ捕獲を行う (国有林内)。

(必要とする従事日数及び捕獲頭数)

市 町	実施区域	従事日数(人日) 〔銃器〕	目標捕獲頭数(頭) 〔銃猟〕	目標捕獲頭数(頭) 〔わな猟〕
新居浜市	東予東部	50	5	
西条市	東予西部・ 中予北東部	50	5	
宇和島市	南予南部 (国有林内)			13
鬼北町				
松野町				
合計		100	10	13

※捕獲実施期間は、従事者証の交付を受けた日から令和4年1月31日までとする。

※従事日数及び捕獲頭数は合計値であり、参考として実施区域別の内訳を示している。

4. 業務実施方法

- (1) ニホンジカ捕獲（銃猟）においては、次の各事項を遵守しなければならない。
- ア) 捕獲の実施場所、実施方法、捕獲従事者等については発注者と協議の上、その指示に従うこと。
 - イ) 捕獲による効果を検証するため、「①捕獲内容調査票（作業日毎）」と捕獲された個体の「②捕獲調査票（捕獲個体毎）」を作成し、提出すること。
 - ウ) 作業日毎に④作業日報を作成し、提出すること。
 - エ) 銃猟の実施予定日や内容等について、関係機関や地域住民等への周知をすること。また、必要に応じて一般者の立入を禁止するなど事故防止に努めること。
 - オ) 銃猟を実施する区域内に林道や歩道等がある場合は、必要に応じて立入禁止看板や注意看板等を設置するなどして、事故防止に努めること。
 - カ) 業務に従事する際には、従事者証を携行するとともに、目立つ服装の着用を励行しなければならない。
 - キ) 業務に従事する際には、腕章等を装着しなければならない。
 - ク) 事故防止のため、発射の必要性があるとき以外は実包の装てんをしないととも、発射の際は矢先の安全確認を確実に行わなければならない。
 - ケ) 銃器の取扱いに当たっては、銃砲刀剣類所持取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）等の関係法令を順守しなければならない。
 - コ) 業務に当たって、無線機や狩猟用発信器を使用する場合は、電波法を遵守しなければならない。
- (2) ニホンジカ捕獲後は、次の各事項の処理を行うものとする。
- ア) 捕獲された個体は、別添「愛媛県指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲確認の方法」に即して確認をうけるものとする。
なお、5(4)に基づくイノシシを捕獲した場合も上記のとおり処理すること。
 - イ) 上記ア、イの処理を完了した後、捕獲した個体は、埋設等により適切に処理すること。
 - ウ) 国有林野内で捕獲した個体を国有林内に埋設する方法は、森林管理署の指示に従うこと。また、国有林外に搬出した場合であっても、埋設等により適切に処理すること。捕獲した個体は食肉等として利活用して構わないものとするが、個体の利活用を目的として食肉処理施設等に持ち込む場合は無償提供とする。
 - エ) 本業務で捕獲したニホンジカ及びイノシシについては、市町における捕獲奨励金など県、市町の補助金交付事業を含め、他事業における捕獲実績として一切使用してはならない。

5. 捕獲に関するその他留意事項

- (1) 本業務は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業において実施するものであり、同法第14条の2第9条第8項の規定に基づき、愛媛県知事に対して従事者証交付申請を行い、従事者証が交付された後に捕獲業務を実施すること。
- (2) 上記(1)で交付された従事者証は、捕獲等業務が完了した場合には、効力が失われた

日から30日以内に返納しなければならない。

- (3) 受注者は、契約書第17条の規定に基づき契約が解除された場合（以下「契約が終了」という。）には、契約が終了した後速やかに(1)で交付された従事者証を返納しなければならない。
- (4) 本業務の実施にあたり、イノシシの捕獲が想定されるため、受注者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、愛媛県知事（国指定特別保護地区の場合は中国四国地方環境事務所）に対して捕獲許可証交付申請（管理（個体数の調整目的））を行い、許可証が交付された後に捕獲業務を実施すること。
- (5) 上記(4)で交付された許可証は、捕獲等業務が完了した場合には、効力が失われた日から30日以内に返納しなければならない。
- (6) 受注者は、契約書第17条の規定に基づき契約が解除された場合（以下「契約が終了」という。）には、契約が終了した後速やかに(1)で交付された許可証を返納しなければならない。
- (7) 従事者証毎に300個まで（ライフル用実包にあっては50個まで）無許可譲受けができるものとし、受注者は従事者に対し適切な管理について次のとおり指導を徹底しなければならない。
 - ア) 受注者は、捕獲従事者の実包管理の状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲受票の記載内容と実際の実包を確認する等、常に捕獲従事者ごとに数量等を把握しておかなければならない。
 - イ) 受注者は、業務計画書とともに、捕獲従事者ごとの実包の譲受・使用見込み数量について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、指定管理鳥獣捕獲等事業実包購入計画表（様式3）を作成し、発注者（県）に提出しなければならない。
 - ウ) 受注者は、業務完了報告書とともに、捕獲従事者ごとの実包の使用状況等（譲受数量、使用実績数量、残数量、残弾の取扱い（狩猟又は許可捕獲業務に転用、破棄など））について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、指定管理鳥獣捕獲等事業実包管理一覧表（様式4）を作成し、報告書に記載し発注者（県）に提出しなければならない。
- (8) 本業務は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業において実施するものであり、受注者が事業に使用する実包を購入及び消費する際は、非鉛製銃弾を使用しなければならない。

6. 安全等の確保

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等の関係法令に基づく措置を講じておくとともに、事故等が発生しないよう捕獲従事者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、捕獲従事者のみならず、近隣の住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- (3) 受注者は、所管警察署、道路管理者、河川管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため次の各事項を順守しなければならない。
 - ア) 受注者は、業務箇所に関係者以外の立入を禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲い、立入り禁止や注意を促す標示をしなければならない。
 - イ) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - ウ) 受注者は、業務の実施にあたり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に留めるよう防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては、捕獲従事者の安全確保に努めなければならない。
- (5) 業務実施中に事故等が発生した場合は、受注者は、直ちに発注者（県）に連絡するとともに、発注者の指示に従い事故報告書を速やかに提出しなければならない。また、発注者から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

7. 地元関係者との交渉等

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等をもとめられた場合は、質問等の内容を随時、発注者（県）に報告し、発注者の承諾を得てから地元関係者へ返答するものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (2) 本業務の履行期間中に、捕獲実施区域内及び周辺で、狩猟者等が被害防止目的の捕獲（有害鳥獣捕獲）や狩猟による捕獲を実施している場合があるため、連絡・調整を密にし、協調して業務を遂行しなければならない。

8. 関係機関等への手続き、土地への立入り等

- (1) 本業務に伴い国有林に入林する場合等は、受注者が管理する機関に届出等を行う。
- (2) 受注者が本業務のために国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するよう努めるとともに、監督員に報告する。また、国有林立入制限区域内では業務を実施してはならない。
- (3) 本業務のために植物の採取、樹木の伐採、掻き、柵等の除去又は第三者の土地もしくは工作物を一時使用するときは、受注者が当該土地所有者及び占有者の許可を得るとともに、監督員に報告する。
- (4) やむを得ない理由により現地への立入りができない場合は、直ちに発注者（県）に報告し指示を受けるものとする。

9. 関係法令及び条例の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、電波法等関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

10. 業務の届出

受注者は、着手届（様式第1号）を契約締結後7日以内に提出し業務を実施する。
業務に着手後は、現場管理者届（様式第2号）を遅滞なく知事に提出する。

11. 成果物の取扱い

本業務の成果に係る一切の権利は愛媛県に帰属するものとし、愛媛県の許可なく他者に公開してはならない。

12. 書類の提出先

本業務に係る書類の提出及び報告先は愛媛県県民環境部環境局 自然保護課とする。

(様式第1号)

着手届

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

(受注者)

住 所

名 称

代表者氏名

下記のとおり着手したので、提出します。

記

業 務 名	令和3年度 指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務 [東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部]
着手年月日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(様式第2号)

現場管理者届

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

(受注者)
住 所
名 称
代表者氏名

下記のとおり現場管理者を定めたので、提出します。

記

業 務 名	令和3年度 指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務 [東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部]	
現場管理者	ふりがな 氏 名	連絡先（電話番号）

※地区別に複数の現場管理者を置く場合は、全ての者について記載すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	